

吹田市立博物館機械警備業務仕様書

1 業務名

吹田市立博物館機械警備業務

2 履行場所

吹田市岸部北4丁目10番1号 吹田市立博物館
間取りについては別紙「各階平面図」のとおり

3 履行期間

令和7年（2025年）6月1日から令和12年（2030年）5月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 目的

吹田市立博物館における火災、盗難及び破壊行為等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、当該施設の保全と安全を確保することを目的とする。

5 基本的事項

- (1) 受注者は、業務実施にあたり警備業法及び関連する法令等を遵守すること。また、常に施設及び設備等の保安に細心の注意をもって、誠実に履行しなければならない。
- (2) 警備方法については、警備機器等の設置による機械警備方式とする。機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義されるものとする。
- (3) 業務に使用する警備業務用機械装置（警備業法で定めるもので、以下「機械装置」という。）その他全てのものについては、受注者の負担とする。ただし、設置後のレイアウト変更、改修工事に伴う機械装置等の移設、増設が発生した場合は、双方協議して決定する。
- (4) 業務に必要な電気使用料は無償とする。
- (5) 受注者は、機械警備業務管理者等（以下「管理者」という。）の名簿及び管理者資格証の写しを、前もって発注者に提出しなければならない。
- (6) 受注者の警備業務に従事する者（以下「警備員」という。）が本業務に従事する際には、法令に定めるところにより所定の服装等を着用し、常に身分証明書を携帯しなければならない。
- (7) 受注者は施設内の秘密のほか、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
- (8) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認める軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

6 警備実施要領

(1) 警備方法

ア 警備業務のシステム概要は、異常又は非常事態に迅速に対応できるよう機械装置による異常感知及び警備センターへの通知、警備センターでの監視、警備員の急行による事実確認並びに必要な措置を講じて行うものとする。

イ 上記警備方法のいずれかに故障等の異常が生じ機能しなくなった場合は、速やかに代替警備対策を講ずること。

(2) 機械装置等の設置

ア 業務に使用する装置等及び設置は受注者の負担とする。なお、配線は既存のものを使用することができる。ただし、業務開始後に劣化した場合には、受注者の負担で新たに配線を行うものとする。装置等については適宜保守点検を行い、劣化・故障した場合も受注者の負担で取り換えるものとする。

イ 機械装置等の設置場所については、あらかじめ発注者と協議の上、承認を受けること。

ウ 機械装置等の設置については、事前に発注者に作業日時及び内容を打合せの上、受注者において実施すること。作業日時については、現行の受注者と調整のうえ、できるだけ空白期間が発生しないよう速やかに使用できる状況を整えること。装置等の空白期間は最大でも7日以内とする。

エ 作業時は、発注者及び第三者に損害を与えないよう注意し、損害を与えた場合は、その損害を賠償し速やかに復旧を行うこと。

オ 設置場所に関する平面図を作成し、発注者に提出すること。

カ 本業務の契約終了時は、受注者の負担により速やかに機械装置等を撤去すること。

(3) 機械装置等の仕様

ア 機械装置等の種類及び数量は現状を基準とし、同等、あるいはそれ以上の機能を有し、上記3の履行期間を通して使用可能なものを設置すること。現状は別紙「警備業務用機械装置一覧」のとおり。

イ 機械設備の鍵はカード式とし、受注者は発注者に10枚預託すること。

なお、動作不良等使用に支障のあるカードについては、受注者は早急に代替品を預託すること。

ウ 施設全体の機械警備を一括で作動させるほか、発注者の指定するブロック毎に必要な箇所のみ作動できるような仕様とする。現状は1階から3階までと屋上を含めて合計9ブロック、1つの階で最大3ブロックとしており、それと同等以上とすること。なお、各ブロックとも警備操作は一か所で同じカードリーダーで行うものとする。

エ 火災については、常時監視を行うものとする。

(4) 警備担当時間

ア 職員の正規の勤務時間以外の時間とし、原則として次のとおりとする。

年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	午前9時から 翌日午前9時まで
上記以外の日	午後5時30分から 翌日午前9時00分まで

イ 上記アの規定にかかわらず、時間外勤務等各種事情により発注者の職員の勤務時間を変更した場合は、それに伴いその時間を変更するものとする。

(5) 警備実施時間

上記(4)警備担当時間において、発注者からの警報装置作動開始信号を受注者が受信した時に始まり、発注者からの警報装置作動解除の信号を受注者が受信したときに終了するものとする。

(6) 監視体制

ア 受注者は、警備センターを「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」(昭和58年1月5日大阪府公安委員会規則第日大阪府公安委員会規則第1号)に基づき、25分以内で施設に警備員を到着させることができる場所に設置しなければならない。

イ 受注者は、警備センターには施設に設置された機械装置等により感知された異常発生を、電話回線等を用いて自動的に表示される機械設備を設けなければならない。なお、当該電話回線として、発注者の回線の1つを無償で使用することができるものとする。

ウ 受注者は、設置された機械設備及び施設内に設置する機器等の維持管理並びに運用については、計画書を作成する等、常に良好な状態を保つよう留意し、正常作動を確認することができる装置しなければならない。

エ 警備センターにおいては、管理者のもとに異常の有無を間断なく監視し、遺漏のないよう細心の注意を払わなければならない。

オ 午前0時の時点で施設からの警報装置作動開始信号を警備センターが受信していない場合は、施設に電話確認すること。その際、連絡がつかない場合は、施設に警備員を到着させ、館内外の安全の確認を行うこと。

(7) 緊急時の措置

ア 緊急事態を感知したときは、管理者の作成した指令業務に関する基準に従うとともに、次の点について十分留意し、適正かつ適切に臨機の措置をとらなければならない。

- (ア) 火災等の異常箇所の確認
- (イ) 複数の警備員の協力体制による現場対応
- (ウ) 警察機関及び消防機関等への連絡
- (エ) 発注者の緊急連絡者への急報
- (オ) 必要な指示の遵守

イ 受注者は、常に前記の措置を講ずることができるよう、必要な警備員の数、待機所その他の装備を適正に配置しなければならない。

(8) 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故等が発生したときは、受注者は事故報告書を発注者に提出しなければならない。

7 警備業務報告書の提出

受注者は、毎月、機械警備報告書を作成し、それを発注者に提出し警備状況を報告しなければならない。

8 鍵の預託

- (1) 発注者は、警備実施に必要な鍵を受注者に預託する。
- (2) 預託された鍵は、慎重に取扱い厳重に保管すること。
- (3) 発注者が預託する鍵は、履行期間終了後直ちに返却しなければならない。
- (4) 発注者が預託する鍵は、絶対に複製してはならない。

9 予算の減額又は削除に伴う解除等

本契約は長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、または解除することができる。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえ定めるものとする。